

会 議 録（概要）

会議名称		平成23年度 第3回 八尾市個人情報保護審議会																				
開催日時		平成23年12月16日（金） 午後2時00分～2時55分																				
開催場所		市役所本館 8階 第2委員会室																				
出席者	委員	金谷会長 澤野副会長 小池委員 小枝委員 西田委員 荒木委員 天正委員 山本委員 佐藤委員 東委員																				
	事務局	村上理事 網中課長 川西室長 式室長 辻本係長 森本係長 平峰非常勤嘱託																				
	実施機関	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">【諮問1】 人権政策課</td> <td>北野課長補佐、新沼主査</td> </tr> <tr> <td>【諮問2】 桂人権コミュニティセンター</td> <td>嶋本館長</td> </tr> <tr> <td>安中人権コミュニティセンター</td> <td>三田館長</td> </tr> <tr> <td>【諮問3】 生活福祉課</td> <td>松倉課長補佐</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉課</td> <td>下村係長</td> </tr> <tr> <td>消防本部予防課</td> <td>谷口係長</td> </tr> <tr> <td>【諮問4】 介護保険課</td> <td>仲谷係長</td> </tr> <tr> <td>【報告1】 障がい福祉課</td> <td>白石次長、谷口課長補佐</td> </tr> <tr> <td>【報告2】 教育委員会 教育人事課</td> <td>松井次長、今岡指導主事</td> </tr> <tr> <td>教育サポートセンター</td> <td>浅野所長、山下所長補佐、伊野部指導主事</td> </tr> </table>	【諮問1】 人権政策課	北野課長補佐、新沼主査	【諮問2】 桂人権コミュニティセンター	嶋本館長	安中人権コミュニティセンター	三田館長	【諮問3】 生活福祉課	松倉課長補佐	障がい福祉課	下村係長	消防本部予防課	谷口係長	【諮問4】 介護保険課	仲谷係長	【報告1】 障がい福祉課	白石次長、谷口課長補佐	【報告2】 教育委員会 教育人事課	松井次長、今岡指導主事	教育サポートセンター	浅野所長、山下所長補佐、伊野部指導主事
	【諮問1】 人権政策課	北野課長補佐、新沼主査																				
【諮問2】 桂人権コミュニティセンター	嶋本館長																					
安中人権コミュニティセンター	三田館長																					
【諮問3】 生活福祉課	松倉課長補佐																					
障がい福祉課	下村係長																					
消防本部予防課	谷口係長																					
【諮問4】 介護保険課	仲谷係長																					
【報告1】 障がい福祉課	白石次長、谷口課長補佐																					
【報告2】 教育委員会 教育人事課	松井次長、今岡指導主事																					
教育サポートセンター	浅野所長、山下所長補佐、伊野部指導主事																					
傍聴者		なし																				
配布資料	事前	審議会資料																				
	当日	個人情報保護事務の手引 会議次第																				

審議項目

1) 諮問事項

1. 同和問題の解決に向けた実態把握について
2. 今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査について
3. 聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業について
4. 死者の個人情報の開示請求の取り扱いについて

2) 報告事項

1. 平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）について
2. 市立中学校教員の個人情報等の紛失と対応について

審議状況（審議経過）

諮問事項 1 同和問題の解決に向けた実態把握について

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

諮問する事項は、「同和問題の解決に向けた実態把握に係る行政データ及び国勢調査の活用について」である。

本案件は、八尾市個人情報保護条例第6条第3項第2号（思想、信条及び宗教等に係る個人情報の原則的な収集禁止）及び第4項第5号（本人収集の原則）並びに第7条第1項第5号（利用及び提供の制限）の規定に該当するものである。

諮問事項の説明としては、大阪府からの依頼により、平成13年9月の大阪府同和対策審議会答申及び、平成20年2月の大阪府同和問題解決推進審議会の提言において示された課題がどのように推移しているのかを把握することを目的として、旧同和対策事業対象地域を対象に、人口構造、生活保護受給世帯数、高校進学者数などについて、行政が保有しているデータの活用及び平成22年国勢調査の閲覧を行うものである。

データについては、各所管課で所持しているデータから必要部分を抽出し、人権政策課に提出していただくものである。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 実施機関の補足説明

- ・本調査は平成13年の府の答申、それと平成20年の提言で示された課題がどのように推移しているかを把握する目的で実施するものである。補足としては、今回諮問する行政データの活用は、前回平成17年度にも実施されている。今回はそれを引き続き実施するものである。

イ 委員の質問

- ・第6条第3項に、「実施機関は思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない」と原則論があつて、ただし、当審議会の意見を聞いた上で、了とされた場合にはできるということ。それから、同条4項5号で、本人収集の原則があるが、今回本人収集ではなくて、市の持っているデータから情報を得るということか。また、7条1項、いわゆる外部提供、府に提供するというので、7条の外部提供原則禁止に対して、1項5号に、当審議会で意見を聞いた上で了とされればできるということ踏まえて諮問があつたというふうに理解してよいか。

- ・提供するデータはすべて数値か。
- ・17年度、19年度と比べて変更点はあるのか。
- ・個人情報管理要領（案）となっているが、まだ正式に作っていないのか。要するに、平成17年度にも実施されたということ、そのときにはこの個人情報管理要領に関するものはなく、今回新たにこれを作ったのか。

ウ 実施機関の説明

- ・（諮問の経緯は）その通りである。
- ・報告様式に数値を入れて回答する。
- ・17年度が今回と同様である。19年度は、相談事業を通じた実態調査という形の内容なので、今回とは若干内容が異なる。
- ・前回の調査の際にも、このような要領は定めている。今回承認されれば案を取る予定である。

「結論」

諮問事項1について、審議会は承認。

諮問事項 2 今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査について

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

諮問する事項は、「今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査に係る行政データを活用した実態調査について」である。

本案件は、八尾市個人情報保護条例第6条第3項第2号（思想、信条及び宗教等に係る個人情報の原則的な収集禁止）及び第4項第5号（本人収集の原則）並びに第7条第1項第5号（利用及び提供の制限）の規定に該当するものである。

諮問事項の説明としては、厚生労働省が実施する「平成23年度社会福祉推進事業」に、大阪府総合福祉協会が隣保館に関する事業で申請を行い、採択された。この事業の一つが、今後、隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査である。

全国隣保館連絡協議会から、この調査に取り組むことにより、隣保館運営費補助金制度存続と残された課題や取り組むべき課題等を見出すための基礎データとして活用したいとのことから、調査協力の依頼があった。

調査内容は、隣保館が対象とする「地域住民」、「周辺地域住民」の、人口構造、生活保護受給の状況等について、行政が保有しているデータの活用を行うものである。

データについては、各所管課で所持しているデータから必要部分を抽出し、桂及び安中人権コミュニティセンターに提出していただくものである。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 委員の質問

- ・厚労省が平成23年度社会福祉推進事業についてテーマを募ったところ、大阪府総合福祉協会が隣保館に関する事業の状況把握をするという事業で申請し、採択された。そうすると、大阪府総合福祉協会が厚労省に採択された事業を実施していくためには、その隣保館に関するデータが必要であるということか。それについて、全国隣保館連絡協議会から、データを提供して協力してくれという要請があったと、このように理解してよいか。
- ・数値を回答するのであり、個人名が挙がることはないのか。

イ 実施機関の説明

- ・（諮問の経緯は）その通りである。
- ・回答は数値だけである。

「結論」

諮問事項2について、審議会は承認。

諮問事項3 聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業について

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

諮問する事項は、消防庁が実施する聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業について、事業の対象者に確実に周知するため、生活福祉課及び障がい福祉課が所管業務の実施のため現に保有する情報を突合して対象者の絞り込み作業を行うものである。

本案件は、八尾市個人情報保護条例第7条第1項（目的外利用）及び第8条第1項（電子計算機処理）の規定に該当するものである。

事務の概要としては、消防庁が厚生労働省担当部局と調整のうえ、平成23年度事業で「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」を実施する。

この事業は、低所得である聴覚障がい者の住宅に聴覚障がい者対応型火災警報器を無償で設置するものである。市町村はこの事業の対象者の把握、周知について協力を求められており、八尾市も聴覚障がい者の生命を守るという事業趣旨に鑑み、可能な範囲で協力する。

生活福祉課が持つ生活保護受給者の情報と障がい福祉課が持つ身体障がい者手帳所持者（聴覚障がいによるものに限る）の情報とを突合することで、上記事業の対象者を確実に把握することが可能であるため、両課が協力して突合作業を行い、その結果、事業の対象であると確認できた方に対して、生活保護ケースワーカーが日常の保護世帯訪問活動の中で直接個別に事業の周知を行う。

情報の収集方法としては、障がい福祉課の障がい福祉システム及び生活福祉課の生活保護システムから生活保護受給者であって、聴覚の障がいにより身体障がい者手帳（1級～6級）を所持する対象者を抽出する。

件数としては、聴覚障がい者約1千名、生活保護受給者約8千名だが、両方に該当する人数は未把握である。

記録項目は、住所、氏名、生年月日、性別、障がい部位、障がい等級、生活保護開廃年月日、識別番号である。

電子計算機の処理形態は、パソコンでの単独処理であり、個人情報のパソコンでの処理の流れは、障がい福祉課から聴覚障がい者データを受領し、生活福祉課で生活保護受給者データと突合して対象候補者を絞り込み、一覧を作成する。一覧にあがった候補者から他の情報を参照して同一人であることを確認し、対象者を確定する。

利用開始時期は、平成24年1月中旬である。

個人情報保護対策については、出力帳票及び媒体等は施錠保管し、不要になった帳票は裁断破棄する。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 委員の質問

・市民のうちで生活保護受給者のうち、聴覚障がいによって身体障がい者手帳を持っている方に対して、聴覚障がい者の方でも感知できる火災警報器を無償で提供する。まずは、生活福祉課から生活保護を受けている方のデータを取り出して、そこからさらにその中で聴覚障がいのために手帳を持っている方かどうかということを知りたい。障がい福祉課のデータから抽出して絞り込んでいくので、目的外利用とデータ処理になるということか。

・記録項目の最後に「識別番号」というのがあるが、これは何を指すのか。個人情報取扱事務開始・変更届の個人情報の記録項目の中には、「識別番号等」となっているが。

・データを突合して一覧を作成した後、さらにほかの情報を参照して同一人の確認をするという記載になっているが、これはどこからどういった情報を参照するのか。

イ 実施機関の説明

・（諮問の経緯とデータ処理方法については）その通りである。

・生活保護システムと障がい福祉システムで、それぞれのシステムの中でキーになる番号の呼び名が一定していなかったため、仮にシステムの処理上の番号として識別番号と表現している。個人情報の記録項目では、もともと一般的な名前として識別番号等と記載している。

・障がい福祉と生活保護のシステムは全く別個のシステムなので、両方を簡単に結びつける情報がない。実際には例えば生年月日、性別で、この方とこの方が同じ生年月日、同じ性別ということでピックアップをしていく。ただしその中にはもちろん別人でたまたま生年月日、性別が同じという情報がまじり込んでくるものなので、氏名であるなり、住所であるなり、その他の参考情報が両方のシステムで一致しておれば、これは同一の方であるという判定をするという段階の作業を想定しているので、この表現になっている。

「結論」

諮問事項3について、審議会は承認。

諮問事項 4 死者の個人情報の開示請求の取り扱いについて

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

諮問する事項は、「死者の個人情報の開示請求の取り扱い」である。

本案件は、八尾市個人情報保護条例第13条第2項第5号（死者の個人情報）に該当するものである。

諮問事項の説明としては、要介護者が死亡し、遺産相続が発生した。

相続人は、要介護者の養子と養女だが、相続に際し、主に要介護者の介護に関わっていた養子が自己の遺産相続分を確定するために、現在大阪家庭裁判所に遺産相続の調停を申し立てている。

自己の遺産相続の確定のために、介護保険の給付額を確定する必要があることから、養子から、下記の書類の開示請求について、実施機関に相談があった。

開示請求されている書類は、平成16年4月～平成20年10月までの介護給付費明細である。

本件内容は、個人情報保護条例第13条第2項第1号から4号に該当すると認められないものの、請求者である養子については、死亡した要介護者の相続人であることから、条例第13条第2項第5号（死者の個人情報）に基づき諮問するものである。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 委員の意見

- ・金額だけ分かればいいのではということもあると思うが、実際のところは、本当にそんなに必要だったのか、そのサービスの内容を知りたいということがある。やはりこの通知書に記載されているような内容について開示してほしいという気持ちは理解できる。

イ 委員の質問

- ・調停を申し立てていて、最後まで要介護者の面倒を見たといったことを証明するために、要するに相続分を確定するために、これを見せてほしいということか。
- ・介護保険の給付額を開示してほしいということか。
- ・介護の内容ではなく、給付額を知りたいのか。

ウ 実施機関の説明

- ・（開示の相談の経緯については）その通りである。
- ・介護保険課から半年に1度、サービスをご利用になられた方に、利用額の記載された通知書をお送りしているが、このたび、一部を紛失したので失くした期間の通知書が欲しいという相談があり、諮問させていただいた。
- ・お知らせについては、例えば、平成22年の9月に、何々ヘルパー事業所というところで、ヘルパーさんを月に5回呼ばれたので、自己負担額としては5,000円をお支払いいただいております、9割分を市役所から事業者を支払っていますというような内容を記載してある。

「結論」

諮問事項4について、審議会は承認。

報告事項 1 平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）について

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき事務局より事務内容の概要の説明報告を行う。）

この案件は、厚生労働省が実施する「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」のうち、大阪府を經由して八尾市域内の訪問調査にかかる業務を受託するものである。

受託する業務の内容は、調査員（八尾市職員）が調査区内の各世帯を訪問して、調査趣旨を説明し調査票を手渡しするものである。具体的な個人情報を取り扱わないが、条例第 6 条第 3 項（思想、信条及び宗教等に係る個人情報の原則的な収集禁止）に関する個人情報であることから、報告するものである。

事務事業の概要は、本調査は、新たな福祉法制の実施等の検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等の生活実態とニーズを把握するもので、国勢調査調査区に居住する在宅の障害児・者等を対象に、日常生活のしづらさの状況等を調査するものである。

調査の手順については、調査員（八尾市職員）が調査区内の各世帯を訪問し、調査趣旨を説明（事前に説明チラシを配布）のうえ、調査対象者がおられる場合は、調査票を手渡す。

調査対象者は、調査票に記入して大阪府へ郵送により提出する。本市は、調査に関する集計表を大阪府に提出する。

個人情報の利用項目はない。

対象者及び件数は、市内の国勢調査 10 調査区、約 600 世帯である。

セキュリティ対策は、訪問調査時に調査対象者の有無を確認し調査票を手渡しのみとなるため、一切個人情報にかかる項目は収集しない。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 委員の質問

- ・実態把握のために訪問し、「こういう調査をしているので、御協力いただけるならお願いします」というように案内するのか。
- ・市としては個人情報収集、ましてや個人情報を保有して利用するものではないということか。

イ 実施機関の説明

- ・対象者が障がい者及び難病等で生活がしづらい方なので、そういう方がおられますかという問いかけをさせていただき、拒否がなければ手渡しをし、その回答はすべて郵送で大阪府にさせていただく。
- ・（個人情報の収集等はしないということは）その通りである。

「結論」

報告事項 1 について、審議会への報告は終了。

報告事項2 市立中学校教員の個人情報等の紛失と対応について

「事務・事業の内容」（審議会資料に基づき実施機関より事務内容の概要の説明報告を行う。）

このたび市立中学校において個人情報の不適切な取り扱いにより、生徒の個人情報が紛失するという事態を招いてしまった。まずは、御不審、御心配をおかけしたことをおわび申し上げる。

去る11月10日、八尾市立龍華中学校の女性教諭が学校行事において市内巡回指導中に、自分のかばんを駐輪場に置き忘れた数分のうちにかばんが紛失するという事態を招いた。かばんには生徒の成績データが記録されたUSBメモリと行事に参加中の生徒を撮影したデジタルカメラが入っていた。USBメモリは当該教諭所有の私物であった。現在のところ紛失物は発見されていない。

八尾市立学校園における情報機器等管理運営要綱や、八尾市立学校園における個人情報保護ガイドラインなどにおいて、教育委員会では個人情報の校外への持ち出し及び個人所有の記録媒体への個人情報の保存は厳しく禁止してきたところであるが、このような事態が起こったことは、本市教育に対する信用を著しく失墜するものであると考ええる。

再発防止に向けた今後の取り組みとしては、これまでも成績処理等個人情報を扱う校務用コンピュータの整備と認証式USBメモリを導入してきたところであるが、より一層技術的に安全性が保証された環境の構築に努めるとともに、さらなるコンピュータの導入も検討してまいりたいと考えている。

同時に、定められたルールの中で適正に個人情報を扱わなければならないという教職員の自覚と責任を促す取り組みが最も重要であると考えている。より計画的かつ効果的な研修を今後実施するなど、信頼回復に向けて取り組む。

「審議の要点・審議会の意見等」

ア 委員の意見

- ・ICT環境の整備は、早急にお願いしたい。個人のデータの持ち帰り状況のチェック体制や、先生の業務の多忙な現状にどう対応していくか。精神面など多岐にわたってサポートできる体制の構築をしていただくようお願いする。
- ・今回の事件の原因は学校の中でパソコンが足りないことにあり、だめだと分かっているが、持って帰らざるを得ない状況がある。一定台数の導入ということだが、その一定というのはそれぞれが自分の机の上でしっかり作業ができる台数ということで、ぜひ強力に推進してもらいたい。
- ・先生方は晩の遅くまで残って作業されており、パソコンの台数が足りないので順番待ちをされているのが現状である。やはり、皆さんがおっしゃっているように、台数さえあれば処理もできる。このような事故が起こらないように、学校のIT化ということも含めて、整備をお願いする。
- ・パソコンは3、4人に1人ということで、1人が使っていると、後の数人が待機しなければいけないということになる。
- ・研修、研修もいいが、先生方の待機時間を削減するためにも、パソコンの台数を増やしていくことが、個人情報を保護するために重要だと思う。これは教育委員会で協議して欲しい。

イ 委員の質問

- ・USBメモリは、現在なお発見されていないということか。
- ・データが悪用された事実はないのか。
- ・今までも研修等を毎年行って、先生方も認識があったけれども今回の事件が起きたということだが、具体的に今までと違う方策を考えているのであればお教え願いたい。
- ・今後、まだ考えられる対応というのはあるか。
- ・紛失というのは、要するに盗難なのか。
- ・教育委員会で把握しているUSBメモリの紛失、そして個人情報データの紛失は、本年度これが初めてか。
- ・昨年度の紛失は何件か。
- ・以前に紛失があったのは何件か。
- ・USBメモリは小さいので、何かキーホルダーなど付けるようにといった指導はしているのか。
- ・龍華中学校の先生は何人か。

- ・龍華中学校のパソコンの台数は。
- ・個人情報扱うパソコンは10台か。

ウ 実施機関の説明

- ・USBメモリは発見されていない。
- ・データが悪用された形跡はない。
- ・現時点では、閉じたネットワーク、外には出ない形でコンピュータ同士が共有のフォルダを見に行ける形のネットワークで、各学校において4台から9台、学校の教員規模に応じてパソコンを配置している。そのコンピュータのそれぞれからデータを移す際には、同じく認証式のUSBメモリで、ネットワークで使える専用のメモリも整備しているところである。ただ、4台から9台という台数であるので、学校の教員数から見て、一定台数を導入する動きは重要であると考えている。
- ・現時点で、ICT環境の整備を進めているところである。具体的なことは、今後財政当局とも相談しながら進める。
- ・警察にも届けを出したが、今の段階では盗難であるのか、紛失であるのかというのは、警察でもわからないということなので、届けはあくまで紛失届で出している。
- ・本年度初めてである。
- ・昨年度はゼロである。
- ・平成20年に1件あって、それ以降、今回また初めてあった。
- ・今の決まりの中では、個人のUSBメモリに個人情報を保存すること自体を禁止しているので、個人情報を保存しているUSBメモリに大きなキーホルダー等をつけなさいという指導は現在のところしていない。
- ・約35名である。
- ・龍華中学校のパソコンは、校務用が10台と、授業の準備あるいは通信を書くようないわゆる教育用のノートパソコンが7台あり、合計17台ある。
- ・10台である。

「結論」

報告事項2について、審議会への報告は終了。